

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和6年4月9日

観光庁観光産業課長 殿

照会者名 [REDACTED]
[REDACTED]
住所 [REDACTED]
[REDACTED]

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項
旅行業法第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は、犬や猫の未病・予防のためのメディカルチェック、メタボ体質の改善、健康な体づくりなど、ヘルスケアとライフスタイルの両面から飼い主とペットの健康的な暮らしをサポートするために新しいサービスを創造する施設として、「[REDACTED]」(以下「当施設」という。)を運営している。従来の動物病院、ペットのしつけ教室、ペットホテル、トリミングサロン等を融合させた総合的なサービスを提供している点で、他のペット関連サービスとの差別化を図っている。通常、当施設の利用者は自家用車やタクシー、公共交通機関等を利用してペットと共に当施設に來訪するが、この度、利用者の更なる利便性の向上を目的として、いわゆるペットタクシー事業(飼い主とペットが同乗できる運送サービス)を運営する事業者の情報を当施設の利用者に提供することを検討している。ペットタクシーの利用を促すことで、これまで交通手段を持たなかった飼い主が、当施設をはじめとして、より多くの場所へ家族であるペットと足を運べる手段を提案する。高齢化社会で、飼い主も高齢化する中

で、家族としてのペットの存在はますます重要になっており、当社はそのニーズをいち早くくみ取り、かかる事業活動の開始を検討している。

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：当施設利用者及びペットタクシー事業者

(2) 事業概要

【パターンA】

- ①特定のペットタクシー事業者（利用者とペットを乗車させるペットタクシー事業者の場合は道路運送法第4条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送業の許可を受けている事業者、利用者を乗車させずペットのみを運送するペットタクシー事業者の場合には、使用する車両により一般貨物自動車運送事業の許可を受けている又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者を想定）と当社の間で広告掲載に関する契約を締結する。
- ②当施設のホームページ上に、当該ペットタクシー事業者のホームページ（申込み用ウェブサイト）へのリンクを掲載し、当施設の利用者が当該リンクから自らペットタクシーを申し込むことができるようにする。なお、当施設のホームページにはペットタクシー事業者のホームページへのリンクを掲載するのみであり、当施設のホームページで日時場所等を指定して予約することができるものではない。
- ③当施設内において、ペットタクシー事業者が本件事業のために作成した資料（以下「パンフレット」という。）を設置・配架し、利用者が自由に閲覧し又は持ち帰ることができるようにする。
- ④運送契約は利用者とペットタクシー事業者の間で締結され、当社は運送契約には関与しない。
- ⑤当社がペットタクシー事業者から受領する広告掲載料は、実際に当施設のホームページから利用者が流入して申込みがあった件数ベース、当該申込みがあった後に実際にペットタクシー事業者と利用者との間の運送契約に基づく乗車がなされた件数ベース、当該運送契約に基づく走行距離ベース、又はペットタクシー事業者が利用者から受領した運賃ベースのいずれかによるアフィリエイト型成功報酬とする。

【パターンB】

上記パターンAの③に加えて以下を実施する。

当施設において、当施設スタッフ（当社従業員）が個々の利用者に対して、ペットタクシー事業者のサービスの内容及び利用方法が記載されたパンフレット（具体的な旅行内容に関する情報は含まれない。）を手交する。但し、当施設スタッフは、ペットタクシー事業者のサービスの内容及び利用方法について、口頭での案内は一切行わず、これらについて利用者から質問を受けたとしても答えることはない。

【パターンC】

上記パターンAの③に加えて以下を実施する。

当施設において、当施設スタッフ（当社従業員）が個々の利用者に対して、ペットタクシー事業者のサービスの内容及び利用方法が記載されたパンフレット（具体的な旅行内容に関する情報は含まれない。）を手交し、口頭で当該サービスの内容及び利用方法の案内を行う。利用者の問い合わせに応じて、特定のペットタクシー事業者に関する情報を提供することも想定される。但し、当施設スタッフは、ペットタクシーを利用した旅行の内容には踏み込まず、旅行の日程や見積りを作成するなど、具体的な旅行に関する相談対応を行うこともない。また、当社は、これらのペットタクシー事業者のサービスの内容及び利用方法の案内や情報提供業務自体について、利用者又はペットタクシー事業者から報酬を受領するものではない。

（3）事業活動を実施する場所

日本国内利用を対象とし、当社の運営するホームページ、当施設でのパンフレット等での案内で行う。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

<当社の考え>

- （1）旅行業法（以下法令名を省略する。）第3条は、「旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。」と定めているところ、第2条第1項において、「旅行業」は、報酬を得て、同項各号の行為を行う事業をいうとされている。
- （2）この点、ペットタクシー事業者が利用者に提供するサービスは、当施設と利用者の自宅間の送迎にとどまらず、旅行も含めた広範囲の移動における旅客運送が含まれることが想定される場所、当社が当施設のホームページ等でペットタクシー事業者を紹介する広告を掲載した上で、当該掲載箇所に設置したリンクからペットタクシー事業者のホームページに遷移の上でペットタクシーを予

約できるよう誘導することは、一見すると運送等サービスの提供に関する媒介、取次ぎ又は相談その他の「旅行業」に該当し得るようにも思われる。しかし、運送等サービスを提供する者から依頼を受けて自己のホームページ上に広告（運送等サービスを提供する者のホームページ等へのリンクを含む。）を掲載する行為にとどまっている以上、以下の通り、第2条第1項各号のいずれにも該当しない。

ア 第2条第1項第1号は、「運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為」を対象としているところ、運送契約は利用者とペットタクシー事業者との間で締結され、当社が当事者になるものではないため、これに該当しない。

イ 第2条第1項第2号は、「運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）」を対象としているところ、当社による広告掲載は運送サービスのみを対象としているため、これに該当しない。

ウ 第2条第1項第3号は、「旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」を対象としている。具体的なペットタクシーの予約は、利用者が当社ホームページからペットタクシー事業者のホームページへ遷移した後に自ら行うものであるため、当社の行為は「代理」及び「取次ぎ」には該当しない。また、当社は、パターンCの場合には口頭での利用方法の案内やペットタクシー事業者に関する情報提供を行うものの、旅行の内容には一切触れないほか、個々の具体的な運送契約の成立のために尽力する行為までを行うものではなく、これらの業務自体について利用者から報酬を受領するものでもないことから、「媒介」にも該当しない。

エ 第2条第1項第4号は、「運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」を対象としているところ、具体的なペットタクシーの予約は、利用者が当社ホームページからペットタクシー事業者のホームページへ遷移した後に自ら行うものであるため、「代理」に該当しない。また、当社は、ペットタクシー事業者の依頼に基づいて当施設のホームページに広告を掲載し、パターンCの場合には加えて口頭での利用方法の案内やペットタクシー事業者に関する情報提供を行うものの、旅行の内容には一切触れないほか、個々の具体的な運送契約の成立のために尽力する行為まで

を行うものではなく、これらの業務自体についてペットタクシー事業者から報酬を受領するものでもないことから、「媒介」にも該当しない。

オ 第2条第1項第5号は、「他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為」を対象としているところ、当社は運送契約の当事者にはならず、ペットタクシー事業者の経営する運送機関を利用して自ら運送サービスを提供するものではないため、これに該当しない。

カ 第2条第1項第6号は、「旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為」を対象としているところ、当社による広告掲載は運送サービスのみを対象としているため、これに該当しない。

キ 第2条第1項第7号は、「運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為」を対象としているところ、当社による広告掲載は運送サービスのみを対象としているため、これに該当しない。

ク 第2条第1項第8号は、「旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為」を対象としているところ、当社の行為は渡航手続の代行等を伴わず、これに該当しない。

ケ 第2条第1項第9号は、「旅行に関する相談に応ずる行為」を対象としており、これは標準旅行業約款「旅行相談契約の部」第2条で定められている「旅行相談契約」を締結する行為を指すと解される。同条では、「「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」という。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいう」と定められているところ、当社は利用者から相談料金を収受したり委託を受けたりすることではなく、ペットタクシー事業者の委託に基づいて利用者にペットタクシー事業者及びそのサービスに関する情報提供を行うにすぎない。そして、パターンCの場合においても、当社が利用者に対して行う口頭での案内は、ペットタクシー事業者の提供するサービスの内容及び当該サービスの利用方法に関する案内にすぎず、ペットタクシーを利用した旅行の内容に踏み込むことはないため、「旅行に関する相談に応ずる行為」に該当しない。

